

- ・ 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書(写)

石 川 労 働 局

2026年8月19日

石川労働局

労働局長 常盤 剛史 様

石川県労働組

議長 岡本

住所 石川県金沢市昭和町 5-13
石川県平和と労働会館
電話 076-231-3199

石川地方最低賃金審議会からの最低賃金額の答申に対しての異議申立書

今年の石川県の最低賃金は、時給 59 円の引き上げが答申されました。この答申に対し、異議を申し立てします。

59 円の改定額は中央の目安を 3 円上回り、これまでの最低賃金改定の経過から見ても大きな引き上げ額です。審議会の委員の皆さんのご尽力に感謝を申し上げます。

しかし生計費との比較では、第 462 回石川地方最低賃金審議会(2026 年 7 月 6 日)に県労連から提出した資料にあるように、労働者の最低生計費は 1800 円から 1900 円が必要となっています。この額は、都市部でも地方でも大きな違いはありません。

物価高騰が続く、労働者全体でも実質賃金の低下に歯止めがかかっていません。この点からは、プラス 59 円の 1113 円ではきわめて不十分です。また、政府が骨太方針 2025 で示した「2020 年代に全国平均 1500 円」からみても、新たに示された骨太方針 2026 の「2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1500 円を達成する」と目標を先送り・後退させたものからみても、引き上げのペースは遅いと言わざるを得ません。

もう一つの要素である「支払い能力」の点では、中小企業にとってみれば大変厳しい改定額だと考えます。石川県の地域経済は中小企業が大きな支えとなっています。中小企業支援策として、国の支援制度と県独自の支援制度の拡充は欠かせない課題であり、私たちも求めていると考えています。

よって以下の点で異議を申し上げます。

記

【異議の内容】

第 462 回石川地方最低賃金審議会に提出された資料にもあるように、全労連がおこなっている最低生計費試算調査によれば、全国どこでも時給 1800～1900 円が必要です。今回の答申とは大きく乖離しており、最低賃金をただちに 1700 円以上に引き上げて 2000 円をめざすよう、石川地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

以 上

